平成24年度においては、大型公募増資の公表前に行われた内外プロ投資家による内部者取引事案等の調査の結果、６件の内部者取引に対し、課徴金納付命令勧告を行った（本章第２　２①～⑤参照）。東京電力株式に係る内部者取引事案は、海外に所在する違反行為者に対する課徴金納付命令勧告として、初めての事例である（本章第２　２③参照）。また、ヤフー株式に係る相場操縦事案は、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）と緊密に協力・連携した結果、米国所在の違反行為者に対し、課徴金納付命令勧告を行ったものであり、不公正取引に係る課徴金額としては過去最高金額（6,571万円）である（本章第２　２⑥参照）。

第２　国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

１　勧告の状況

不公正取引事案に係る平成24年度の課徴金納付命令勧告７件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が６件、相場操縦に係る事案が１件である。また、対象者別の課徴金額の最高額は6,571万円、最低額は６万円である。

平成24年度における内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者の属性は、何れも第一次情報受領者であり、情報伝達者の属性は、契約締結者等として内部情報を得た証券会社の社員であった。また、違反行為に係る重要事実は、何れも新株等発行（公募増資）であった。

対象者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社関係者	0	0
発行体役員等	0	0
契約締結者等	0	0
公開買付者等関係者	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
第一次情報受領者	1	6
会社の重要事実	1	6
公開買付け事実	0	0
年度別勧告件数	1	6

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社重要事実の伝達	1	6
発行体役員等	0	0
契約締結者等	1	6
公開買付け事実の伝達	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
うち買付対象者役員等	0	0

重要事実別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
新株等発行	1	6
剰余金の配当	0	0
業務提携・解消	0	0
民事再生・会社更生	0	0
損害の発生	0	0
決算情報	0	0
バスケット条項	0	0
その他の重要事実	0	0
公開買付け	0	0
年度別勧告件数	1	6

（※１）　「年度」とは４月～翌年３月の期間をいう。

（※２）　件数は、納付命令対象者数を計上。

２　勧告事案の概要

平成24年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

①　日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年５月29日

【勧告の対象となった違反事実】

あすかアセットマネジメント株式会社（課徴金納付命令対象者）は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表されるより以前の平成22年８月５日から同月23日までの間、上記ファンドの計算において、日本板硝子株式会社の株式合計215万株を総額４億6,537万9,995円で売り付けた。

【課徴金額】　13万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年５月29日

課徴金納付命令日　　平成24年６月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。